

答 申

第1 審査会の結論

「札幌市民生委員・児童委員名簿（全市版、平成16年5月31日現在）」（以下「本件対象文書」という。）について、その一部を非公開とした決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成16年5月31日に、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき行った「全市の民生委員の氏名、住所及び電話番号がわかる民生委員名簿」の公開請求に対して、札幌市長（以下「実施機関」という。）が平成16年6月14日付けで行った、本件対象文書のうち民生委員の自宅住所及び電話番号（以下「住所等」という。）を非公開とする原決定の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第7条第1号本文該当性

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第1条においてその任務が「常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行」うと規定されているとおり、地域における福祉の相談員であり、駆込み寺のような要素も多分にある。

この法の趣旨から、民生委員の連絡先である住所等は、地域の住民に対して、必要とするときに援助を受けられるように公にされるべき情報であることが明らかである。

また、住所等を公にすることにより、地域の住民が民生委員の援助を受け易くなるのであるから、むしろ、当該情報を公にすることが民生委員としての活動に資するものである。

これらのことを考慮すると、民生委員の場合は、住所等を公にしても、当該民生委員個人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられない。

したがって、住所等を公にすることは、条例第7条第1号本文後段の規定には該当しない。

(2) 条例第7条第1号ただし書イ該当性

実施機関による住所等の周知は、区役所等に個別に照会があった場合に、その区域を担当する民生委員の住所等を応えるというような範囲を限定した取扱いであり、一般には、自分の地区を担当する民生委員の所在について知

る機会がない。

しかしながら、市民に対し、さまざまな暮らしを守る制度を知らせるとい
う民生委員の大切な役割等を踏まえ、民生委員の連絡先は、的確に周知
される必要がある。

したがって、住所等は、同号ただし書イにも該当する。

(3) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性

民生委員は、法により定められた国家公務員又は地方公務員に準じた公職
である。

また、自宅に民生委員であることを示す門標を掲示して、地域住民にその
存在や連絡先を積極的にアピールしている。これは職務上の理由からであり、
民生委員の職務が、自宅を利用するという点において一般の公務員等とは異
なることを表しており、また、このことから、住所等を他の公務員等の場合
と同一に非公開情報として扱うべきものではない。

さらに、以前、「広報さっぽろ」の民生委員を紹介する記事には、民生委員
の氏名及び当該民生委員の担当する区域（以下「担当区域」という。）ととも
に、住所等も一緒に掲載されていた。

したがって、住所等は、同号ただし書ウに規定する職務の遂行に係る情報
（以下「職務遂行情報」という。）に該当する。

以上のとおり、住所等が公にされるべきことは、法の趣旨から明確であり、
また、実際の運用においてもそのことが示されている。

なお、もし仮に、民生委員である者が自らの連絡先を公表されたくないとし
て拒む場合には、法第11条第1項第2号「職務を怠り、又は職務上の義務に
違反した場合」に該当し、当該民生委員は解嘱されるべきものであると考える。

したがって、実施機関が主張する「特定の個人が識別されるから住所等は個
人情報」とは根拠がないばかりでなく、法の趣旨を逸脱したものであることか
ら、原決定を取り消し、本件対象文書の全部を公開するとの決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書のうち、表紙、目次、「地区民生委員・児童委員協議会の定数及
び所管区域」、「札幌市地区民生児童委員協議会会長・副会長名簿」、各区の表紙
については、本件請求の対象外であると判断し、除いている。

2 原決定妥当性

民生委員は、行政実例（昭和26年3月14日 地自公発88）にあるとお
り、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定される非常勤特
別職の地方公務員であるとされている。したがって、氏名については、条例第
7条第1号ただし書ウの規定により、これを公開したところである。

一方、住所等については、特定の個人を識別することができることから、同
号本文に該当し、かつ、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないた

め、非公開が妥当と判断したものである。

その理由は以下のとおりである。

(1) 条例第7条第1号ただし書ア該当性

「民生委員・児童委員が自宅に掲出する門標の取扱要綱」(平成8年民生局長決裁)において、民生委員は門標を自宅に掲出することとしており、また、一部の地域では、住所等が、地区民生委員・児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)の自主的活動により担当区域に該当する町内会等の住民組織に提供され、回覧されている。

しかしながら、これらは、いずれも担当区域の住民に対して、当該区域を担当する民生委員の所在を周知するためのものであり、この事実等をもって、住所等が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとすることはできない。

したがって、住所等は条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

(2) 条例第7条第1号ただし書イ該当性

当該規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことによる個人の権利利益を比較考量し、前者の利益が後者のそれを上回るときには、これを公開するという趣旨と解しているが、民生委員の職務の内容を考慮すると、住所等は、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止等のため、公にする必要があるとは認められない。

したがって、住所等は条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性

住所等の周知に関しては、民生委員の職務とその担当区域の住民の利便性を踏まえ、担当区域の住民のうち援助を必要とする者等に対して、その連絡先を周知する必要があることから、必要最小限の範囲でこれを行っているところである。

しかしながら、住所等は、特定の個人を識別することができ、かつ、当該個人の生活の本拠に関する情報であることから、これを広く公にした場合には、当該個人の生活に回復しがたい損害を与えることが考えられる。

このことから、個人の基本的人権と公にする公益とを比較考量したところ、住所等については、最大限配慮を行わなければならない個人情報保護を超えてまで広く一般に公表すべき公益があるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ウに定める「職務遂行情報」には該当しない。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書

本件対象文書には、行政区、地区名、民生委員の氏名、住所等、担当区域の範囲等が記載されており、実施機関は、このうち、住所等を非公開とした。

なお、実施機関が本件対象文書から一部を除いたことについては、本件異議申立てには含まれていない。

2 条例第7条第1号該当性

(1) 本文該当性

本件対象文書に記載された住所等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第1号本文に該当する。

(2) ただし書該当性

当該情報が同号ただし書アに該当すると判断するに足る事実は認められず、同号ただし書イに該当すると判断するに足る公益性も認められない。

また、本件の場合、住所等は、民生委員個人の生活の本拠に関する基本的な情報であることから、同号ただし書ウに規定する「職務遂行情報」には該当しない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分は、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、第1のとおりに判断する。

4 付記

本件情報は、公文書公開請求において何人に対しても公開されるべき情報とは言えないが、民生委員の職務が地域住民の生活に関する相談に応じること等であることから、担当区域の住民に対しては、地区民児協の自主的な活動等を通じて周知されることが望まれる。

第5 経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年9月10日	諮問書及び実施機関の非公開理由説明書を受理
平成16年9月24日	異議申立人に実施機関の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年10月26日 (第162回審査会)	事案の概要説明
平成16年11月11日 (第163回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年11月25日 (第164回審査会)	審 議
平成16年12月2日 (第165回審査会)	審 議
平成16年12月28日	答 申